

生駒市規則第9号

生駒市障害程度区分認定審査会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月25日

生駒市長 山下 真

生駒市障害程度区分認定審査会規則等の一部を改正する規則

(生駒市障害程度区分認定審査会規則の一部改正)

第1条 生駒市障害程度区分認定審査会規則(平成18年3月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市障害支援区分認定審査会規則

第1条中「生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」を「生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」に、「生駒市障害程度区分認定審査会に」を「生駒市障害支援区分認定審査会に」に改める。

第2条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第6条中「生駒市障害程度区分認定審査会」を「生駒市障害支援区分認定審査会」に改める。

(生駒市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年9月生駒市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第2条第1号、第3条第1項、第4条から第6条まで及び様式第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

第3条 生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和46年11月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第33号から第35号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部改正）

第4条 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則（昭和62年4月生駒市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第13項、第14項及び第15項」を「第12項、第13項及び第14項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市障害程度区分認定審査会規則の題名、第1条及び第6条の改正規定並びに第4条の規定（「第13項、第14項及び第15項」を「第12項、第13項及び第14項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。